

真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830

月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

No.28

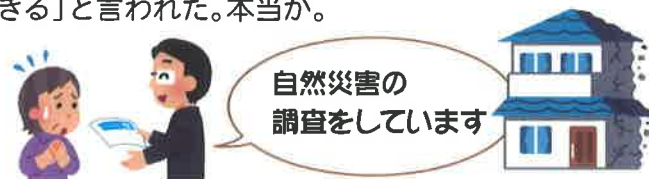
ご相談はお住いの自治体の消費生活センターへ <休日は消費者ホットラインへ ☎188 局番なし>

地震、台風、豪雨などの自然災害が増え、人々の災害に対する意識につけこんだ 屋根、外壁などの住宅リフォーム工事の訪問販売が増加しています

事例 近所でリフォーム工事をしているという業者から「屋根瓦がずれている。無料で点検する」と言われて自宅を見せた。「このままだと雨漏りする」と言うため、屋根工事の契約をした。



事例 「自然災害による被害の調査をしています」と電話があった。調査は無料だと言うので来てもらったら、「火災保険を使えば自己負担無しで修理ができる」と言われた。本当か。



アドバイス

- ▶ 工事を行う必要があるか慎重に検討する。
- ▶ 業者選びは特に慎重にする。
- ▶ 契約後に「高すぎる」「直っていない」「雑だった」などのトラブルが発生しています。

アドバイス

- ▶ 保険金申請と工事契約をセットで契約させる勧誘です。
- ▶ 工事契約をキャンセルすると、高額な手数料や解約料を請求されるトラブルが発生しています。
- ▶ 保険金の請求は、自分で保険会社に相談するものです。業者から「自己負担なし」と言われてもきっぱり断りましょう。

解約したいと思ったら

クーリング・オフ制度を活用しましょう

訪問販売、電話勧誘販売などで、不意打ち的に勧誘を受け契約した場合、**契約書面を受け取ってから8日間**は、無条件で契約が解除できます。解約の理由はいりません。

クーリング・オフの効果

- ☆ 支払ったお金はすべて返金されます。
- ☆ 商品は、事業者の費用負担で引き取ってもらえます。
- ☆ 工事が終わっていても、事業者に元に戻すよう請求できます。
- ※ 違約金などは発生しません。

クーリング・オフの方法

- ① 手続きは必ずはがきです
- ② はがき両面のコピーを取り保管する。
- ③ 郵便局窓口から簡易書留で発信記録が残る方法で送る。（書類等は5年間保管）
- ④ クレジット契約の場合は販売店とクレジット会社の両方へ同時に通知する。

はがき	通知書
次の契約を解除します	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇〇
担当者	〇〇〇〇氏
(支払ったお金を返金し、商品を引き取ってください)	
〇〇年〇月〇日	
栃木県真岡市〇〇××番地	
氏名 〇〇〇〇	

書き方が分からないときは、消費生活センターへご相談ください

業者の説明をうのみにして その場で契約しないことが重要です。

周囲に相談して、複数の会社から見積りを取り、工事内容や費用をよく確認しましょう!